

## 平成16年度 税制改正 カンタン解説

昨年12月「平成16年度税制改正大綱」がまとまりました。

今年は、総選挙があった関係で、非常に短い検討期間で税制改正がまとまりました。実質1ヶ月もないのではないのでしょうか。そういう中では、やはり抜本的な改正は先送りになっています。ただ、毎年抜本的なことは先送りしている感がありますが...

今回はその大綱の中から、経営者の皆様 & 経理担当者の皆様が押さえておきたいポイントをピックアップして解説いたします。

解説は、当社の税理士、田口修と須賀川祐典がまとめました。

### 1. 法人課税

#### ①【欠損金の繰越控除制度】繰越期間を5年から7年に延長

欠損金の繰越控除とは、青色申告書を提出している事業年度に生じた欠損金額がある場合は、その後の各事業年度に生じた所得金額から、その欠損金額を控除できるという制度です。

現行は、欠損金額を繰り越せる期間が5年ですが、これが7年になります。

ある期に赤字を出してしまった場合は、その後7年間は繰り越しして、黒字と相殺できるということです。

この規定の適用になる欠損金は、平成13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金からです。

また、この制度の改正に伴って、保存期間が5年とされている帳簿も、保存期間は7年に改正されます。

#### ②【欠損金の繰戻還付制度】停止期間をさらに2年延長

欠損金の繰戻還付制度とは、青色申告書を提出している法人が、欠損金額を前期に繰り戻して、過去に納税した税金を還付してもらうという制度です。

この制度は、平成4年4月1日から平成16年3月31日まで停止されていますが、さらに2年延長されて、平成18年3月31日まで停止となりました。

ただし、設立5年内の法人など、適用可能な法人もあります。

### ③【連結付加税の廃止】平成 16 年 3 月 31 日をもって終了

連結納税制度を選択した法人に対しては、通常の税率のほかに 2%の税金（この部分を連結付加税といいます）が上乘せされてきました。この適用期限は、平成 16 年 3 月 31 日でしたが、期限の延長はなく、当該期限をもって終了となります。

この連結付加税があったため、今まで連結納税制度を選択する法人が極端に少ない状態でした。上場企業においては、連結会計が主流となっており、この付加税の廃止により、今後、連結納税制度が急速に広まっていくのではないのでしょうか。また、上場をしていなくても、赤字子会社を抱えているような場合、グループの節税対策のため、連結納税を検討する動きも多く出てくるものと思われます。

### ④【中小企業投資促進税制】器具備品の要件金額を引上げ適用期間を 2 年延長

中小企業投資促進税制とは、機械を年間の取得価額が 230 万円以上取得した場合、器具備品を 100 万円以上取得した場合に、特別償却または税額控除を選択してできる制度です。

今回、改正があるのは器具備品についてのみです。器具備品の取得価額の合計額が、100 万円以上であったのが、平成 16 年 4 月 1 日以後は 120 万円以上となります。

**対象資産** 電子計算機・デジタル複写機・ファクシミリ等

**特別償却** 通常の減価償却のほかに、取得価額の 30%の特別償却ができます。

#### **税額控除**

上記の特別償却ではなく、税額控除（法人税額の 20%が上限）を選択することもできます。税額控除の額は、取得価額×7%です。

#### **リース税額控除**

リースの場合でも税額控除の適用があります。対象となるリースは 5 年以上のリースで、リース料総額が 140 万円以上です。税額控除の額は、リース料総額×60%×7%です。

今回、改正があるのは、対象となるリースのリース料総額の条件が 140 万円以上であったのが、平成 16 年 4 月 1 日以後は 160 万円以上となります。

さらに、適用期間が 2 年延長され平成 18 年 3 月 31 日までとなります。

## 2. 所得税

今回、所得税関係では住宅税制・土地税制を中心に重要な改正点があります。不動産の譲渡を検討されている方、譲渡等取り扱う業者の方々にも参考にしていただきたい点があります。

本紙面では、こういった改正点があるということだけ抑えていただければと思います。なお、各制度の詳しい内容等につきましては弊社または顧問税理士等にご確認ください。

### [土地税制]

#### ①【長期譲渡所得】平成 16 年分以後所得税について適用

- 所得から無条件に差し引かれる 100 万円の特別控除が廃止されました。
  - 税率 26% が、20% (所得税 15%、住民税 5%) に下がりました。
- ※配当や有価証券譲渡などの資産課税と、均衡をはかった形ですね。

#### ②【短期譲渡所得】平成 16 年分以後所得税について適用

- 税率 52% が、39% (所得税 30%、住民税 9%) に下がりました。
- ※短期とは、取得後 5 年内の譲渡です。5 年超は長期。

#### ③超重要！【土地、建物等の譲渡損失の損益通算の停止】

土地、建物等の譲渡所得の計算上生じた損失の金額につき、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得（給与所得等）との相殺（損益通算）及び翌年以降の繰越控除の廃止  
→今回の改正点の最重要事項と言っていいかもしれません。

従来、不動産を売却して損が出た場合には、この売却損は給与所得等他の所得から控除（相殺）でき、税金の還付を受けられました。しかし、今年からはこれが不可能になるわけです。

また、青色申告等をされている方についても、不動産の売却損については翌年以降繰越控除が認められていましたが、これも今年からはできなくなります。

こんな重要な改正が、何の前触れもなく、突然行われたため、専門家の私どももビックリしています。何らかの経過措置等があるかも知れませんが、具体的な取り扱いについては、はっきりわかりません。今後、注意が必要です。

なお、居住用財産の譲渡損については、一定の要件を満たせば、損益通算や繰越控除は可能となります。

## 〔住宅税制〕

### ①【住宅ローン控除】

- 平成16年は、現行制度（住宅借入金等年末残高5,000万円以下の部分に対し居住10年目まで1%の控除率）による。
- 平成17年から20年までの4年間で、控除額を徐々に減らしていく。  
最終的には、住宅借入金残高2,000万円までの部分を控除対象とし、1年目から6年目までは1%、7年目から10年目までは0.5%となります。
- 現行の最高控除額500万円が、160万円（20万円×6年+10万円×4年）＝平成20年入居分 になるということです。

※ローン控除は、現行の制度は15年末までだったため、その行方が非常に注目されていました。ただ、景気がまだ十分回復していないことが考慮され、とりあえず1年は今のまま延長、その後、少しずつ減らしていく＝駆け込み需要を喚起する、ということだと思えます。

### ②【居住用財産の買換え等の場合の、譲渡損失の繰越控除】

- 譲渡した年の一定の日において、一定の住宅借入金等の残高を有する、という要件を除外したうえで、適用期限を3年間延長することになりました。

※居住用の不動産を譲渡して買換え、その際、譲渡損が出た場合は、ローン残高が残っていたという条件のもと、3年間損を繰り越して所得から控除できる、制度があります。今回、ローン残高が残っていた、という要件をはずしてくれたわけです。

### ③【居住用財産の譲渡損失の繰越控除等】（平成16年分より一新設）

- 所有期間5年超の、居住用の家屋、土地等について生じた譲渡損失を、住宅借入金等の残高があるという要件のもと、3年間繰越控除が可能になった。

※今回、新たにできた制度です。②と違うのは、こちらは買い換えなくても適用があるということです。ただし、②ではなかった要件＝住宅ローン残高がある、という要件がこちらでは必要です。また、繰越できる損失も、売却収入でローン残高をまかなえない部分、に限られます。

## [金融・証券税制]

- ①【公募株式投資信託の取り扱い】平成 16 年 1 月 1 日以後の譲渡に適用
- 公募株式投資信託の譲渡益課税を 10% (所得税 7%、住民税 3%) とする。
  - 特定口座取扱対象とする。(平成 16 年 4 月 1 日以後)
  - 解約、償還または譲渡による損失について、上場株式等の譲渡損失の繰越控除の適用対象とする。
- ②【非上場株式の譲渡益の税率】平成 16 年 1 月 1 日以後の譲渡に適用
- 税率 26% を、20% (所得税 15%、住民税 5%) に引き下げる。
- ※ようやく引き下がりましたね。今まで、株式の譲渡税率は、20%、10%と下がっていましたが、すべて上場株式が対象でした。非上場株については、まったく蚊帳の外でした。資産課税がほぼどれも 20%になっている動きに合わせ、この税率も下がったわけです。ちょっと遅すぎるという気はしますが。

## [年金税制]

- ①【公的年金控除の縮小および特別加算の特例】平成 17 年分以後
- 公的年金等控除のうち、年齢 65 歳以上の者に対する上乗せ措置の廃止
  - ただし、年齢 65 歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を 120 万円とする。
- ※65 歳以上の場合、基本部分の控除が 140 万円と、65 歳未満の 70 万円に比べ倍になっていましたが、それが廃止されます。その代わりに、最低保証を 120 万円とする措置がされました。要は最低保証が 20 万円下がった、ということです。
- ②【老年者控除の廃止】平成 17 年分以後
- 年齢 65 歳以上、所得 1,000 万円以下の場合に適用があった、老年者控除 50 万円が廃止されます。
- ③【確定拠出年金の拠出限度額の増額】
- 企業型 他の企業年金がない場合 月額 3.6 万円 → 月額 4.6 万円に増額  
他の企業年金がある場合 月額 1.8 万円 → 月額 2.3 万円に増額
  - 個人型 企業年金がない場合 月額 1.5 万円 → 月額 1.8 万円に増額
- ※いわゆる 401K ですが、管理費用が高い、使い勝手が悪いため、あまり普及していないですね。ただ、今後中小企業向けのを保険会社が出してきており、今回の改正も合わせ普及していく可能性もありますね。

## [事業承継税制]

### 【相続により取得した非上場株式の譲渡】平成16年4月1日以後

平成16年4月1日以後に、相続等により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡した場合において、

- (1) 資本等の金額を超える部分へのみなし配当課税の適用廃止し、
- (2) その越える部分の金額を譲渡所得として取扱う

※この結果、前述した20%の税率の適用、一定要件を満たした場合の相続税の取得費加算（譲渡した者が納付した相続税額のうち、その非上場株式に該当する部分の金額を譲渡費用と同様に取扱える）の適用も可能になり、税負担の軽減が図られました。

### [その他一配偶者特別控除の上乗せ部分廃止] 平成16年分から

今回の改正点ではない（昨年改正点）のですが、ここで一点確認しておきたいこととして、配偶者特別控除の一部廃止が挙げられます。

配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（給与収入でいうと年収103万円以下）の上乗せ部分が廃止になるということです。

## 3. その他の税目

### ①【個人住民税の見直しー均等割】平成17年度分以後の個人住民税

●市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止→税率3,000円。  
※現在、50万人以上の市の均等割は3,000円であり、すべてこの金額に統一されることになりました。（現行は5万人以上50万人未満2,500円、その他1,000円）

●個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ住所を有する者に対する非課税措置を停止。

※従来、均等割のある夫と生計を一にする妻は、所得にかかわらず均等割は非課税とされていましたが、この措置が廃止になるということです。なお、専業主婦や年間給与収入100万円以下の方の場合は、均等割の非課税制度により非課税です。